

滞納税の公告に関する規則について

欠税公告弁法（国家税務総局令 第61号、以下、「本弁法」）は、2025年11月26日に公布され、2026年3月1日から施行されます。本弁法は、税務機関の滞納税公告行為を規範化し、納税者の合法的権益を保護したうえで、自発的に滞納税を納税することを促進しています。新たな滞納の発生を防止し、国家税収が適時に全額納付されることを目的としています。本弁法は、中華人民共和国税収徴収管理法（以下、「税収徴管法」）及びその実施細則の規定に従って策定されています。本弁法の要点となる条文（日本語参考訳）は下記の通りです。

第2条

本弁法において、「滞納税額」とは、納税者が税務法律・行政法規で定める期限を超過した場合、または税務機関が税務法律・行政法規に基づき確定した納税期限を超過して納付していない税額（教育費附加及び地方教育附加を含む。）を指し、以下を含む。

- (1) 納税申告手続き後、納税者が納税期限内に納付していない税額
- (2) 納税期限の延長が承認された税額について、納税期限までに納付されなかった税額
- (3) 税務調査により納税者の追徴税額が確定されたにもかかわらず、納税期限までに納付されなかった税額
- (4) 税務機関が納税者の納税額を査定したにもかかわらず、納税期限までに納付されなかった税額
- (5) 紳税者がその他の納税期限内に納付しなかった税額

既に納付済みの滞納税額に対応して発生した延滞税も併せて公告する。

税務機関は本条に規定する滞納税額及び延滞税額について、速やかに確認を行うものとする。

第5条

滞納額公告の内容は以下の通りである。

- (1) 企業または団体が税金を滞納している場合、企業または団体の名称、納税者識別番号、法定代表者または責任者の氏名、証明書種類、証明書番号、営業場所、滞納税種別、滞納税所属期間、滞納金額、既納滞納税に対応する滞納税延滞金額、滞納日、公告機関を公告する。
- (2) 個人事業主が税金を滞納している場合、個人事業主の名称、経営者の氏名、納税者識別番号、証明書類の種類、証明書類番号、営業場所、滞納税種別、滞納税所属期間、滞納金額、既納滞納税に対応する滞納税延滞金額、滞納日、公告機関を公告する。
- (3) 個人（個人事業主を除く）が税金を滞納している場合、氏名、証明書種類、証明書番号、未納税費種別、未納税額所属期間、未納税額、既納未納税額に対応して発生した延滞金額、未納日、公告機関を公告する。

第6条

公告機関は、公告前に公告予定内容を納税者に通知し確認を求めるものとし、納税者は3営業日以内に確認を行うものとする。

納税者が公告予定内容に情報入力・計算上の誤りがあると認めた場合、3営業日以内に公告機関に対し異議申立てを行い、関連証明資料を提出することができる。公告機関は異議申立て受理日から3営業日以内に、滞

FCG 中華圏 ニュースレター

北京・蘇州・上海・成都・広州・深圳・台湾・香港



FAIR CONSULTING
GROUP

納税公告内容と税務情報システム記載データとの照合を行い、結果を納税者に通知する。異議が認められた場合、公告機関は速やかに滞納税公告内容を修正する。

納税者が期限内に確認した場合、期限を過ぎて確認しなかった場合、または異議処理が完了した場合、公告機関は規定に基づき公告を行うものとする。

第 7 条

滞納税公告は、公告機関の責任者の承認を得た後、社会に公告される。

滞納税の状況が以下のいずれかに該当する場合、税務機関は公告を行わないことがある。

(1) 破産手続きにおいて税務機関が法的に弁済を受ける権利を有するものの、まだ納付されていない税額及び延滞税

(2) 破産宣告、解散、または法令に基づき営業許可証の取消し、閉鎖命令、撤回を受けた後、法定清算を経て法人資格が抹消された企業の税額及び延滞税額

(3) 破産更生手続または和解手続において、税務機関が法令に基づき弁済を受けた後、更生計画または和解契約に基づき未弁済となった税額及び延滞税額

未納税の状況が国家機密等、その他公告に適さない事情に該当する場合、省級税務機関の承認を得て、公告を行わないものとする。

第 8 条

納税者が公告に記載された税額及び延滞税額を全額納付した場合、または登録情報の変更等により未納税公告の内容に変更が生じた場合、公告機関は翌月に未納税公告を発行する際に、関連内容を更新する。

滞納税公告発表後、納税者が公告内容と実際の状況が一致しない、または公告手続きに違法性があると考える場合、公告機関に対し書面で異議を申し立て、関連証明資料を提出することができる。公告機関は異議受理日から 5 営業日以内に、滞納税データの出所、公告プロセス等を検証し、検証結果を納税者にフィードバックする。異議が認められた場合、公告機関は速やかに滞納税公告内容を修正する。

第 9 条

公告機関は、納税者の滞納税状況を公告する場合、本弁法が定める範囲を超えてはならず、かつ税収徴管法及びその実施細則の規定に基づき、納税者の関連状況について秘密を保持しなければならない。

2018 年 6 月 15 日に成立した欠税公告弁法（試行）（国家税務総局令 第 9 号公布、第 44 号改正）と比較すると、以下の変更点を挙げることができます。

- ・ 公告の対象となる滞納税の範囲の拡大
- ・ 公告方法のデジタル化
- ・ 公告期間の短縮化による、公告頻度の増加
- ・ 公告機関による事前確認手続き方法の明記
- ・ 公告内容に対する納税者の異議申し立て方法の明記

これより、今回公布された欠税公告弁法では、透明性の向上、デジタル化への対応、納税者権利保護の重視、法的手続きの厳格化といった観点からも現代に適合した改正がなされていることが確認されます。

FCG 中華圏 ニュースレター

北京・蘇州・上海・成都・広州・深圳・台湾・香港



FAIR CONSULTING
GROUP

<日本語参照訳に関するご利用のお願い>

上記の日本語参照訳は中国語を原文とした翻訳です。翻訳には正確を期しておりますが、日本語と中国語の内容に相違が生じる場合があります。日本語参照訳と中国語原文に相違がある場合、中国語原文を優先してご確認いただきますようお願いいたします。

フェアコンサルティング中国

(正緯企業管理諮詢（上海）有限公司)

北京分公司 北京市朝陽区農光南里 1 号楼龍輝大廈 12 楼(創富港)12002 室 電話 : +86-131-6731-4021 担当 : 大浦 (OURA) da.oura@faircongrp.com	蘇州分公司 蘇州市工業園區旺墩路 135 号融盛商務中心 1 号 2113 室 2122 單元 電話 : +86-512-6255-0697 担当 : 高橋 (TAKAHASHI) mi.takahashi@faircongrp.com
上海總公司 上海市黃浦区茂名南路 58 号 花園飯店（上海）601 室 電話 : +86-21-6473-5450 担当 : 粟村 (AWAMURA) 日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com	成都分公司 四川省成都市成華区双慶路 10 号華潤大廈 32 層 3243 室 電話 : +86-28-6115-7211 担当 : 坂林 (SAKABAYASHI) mi.sakabayashi@faircongrp.com
廣州分公司 廣州市天河区珠江新城花城大道 68 号環球都會广场 1710B 室 電話 : +86-20-8559-9936 担当 : 町田 (MACHIDA) 米国公認会計士 te.machida@faircongrp.com	深セン分公司 深セン市福田区深南大道 4019 号 航天大厦 A 座 610 室 電話 : +86-755-8252-8290 担当 : 米田 (YONEDA) ka.yoneda@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。